

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
65	災害弔慰金の支給等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤沢市は、災害弔慰金の支給等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

藤沢市長

公表日

令和7年10月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	災害弔慰金の支給等に関する事務
②事務の概要	災害弔慰金の支給等に関する法律により、藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年6月20日条例第6号)に基づき、下記の災害弔慰金の支給に関する事務を行う。 ①災害弔慰金の支給 ②災害障がい見舞金の支給 ③災害援護資金の貸付け
③システムの名称	表計算ソフト
2. 特定個人情報ファイル名	
災害弔慰金支給等台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表82の2の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表108の項 【情報提供の根拠】 -
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部地域福祉推進課
②所属長の役職名	地域福祉推進課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 市民自治部 市民相談情報課 情報公開センター 0466-50-3567
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒251-8601藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 福祉部 地域福祉推進課 0466-50-3544
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐づけ等を行い、その記録を残している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システム側において、必要最低限の人数や参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月19日	「1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」―「②事務の概要」	藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年6月20日条例第6号)に基づき、下記の事務を行う。	災害弔慰金の支給等に関する法律により、藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年6月20日条例第6号)に基づき、下記の災害弔慰金の支給に関する事務を行う。		
令和6年3月19日	「3. 個人番号の利用」―「法令上の根拠」	番号法第9条第1項及び別表第一 128の項	番号法第9条第1項及び別表第一 82の2の項		
令和6年3月19日	「4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」	番号法第19条第8号 別表第二149、150、151の項	番号法第19条第8号 別表第二 501、502、503の項		
令和6年12月11日	「3. 個人番号の利用」―「法令上の根拠」	番号法第9条第1項及び別表第一 82の2	番号法第9条第1項及び別表108の項	事後	
令和6年12月11日	「4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」	番号法第19条第8号 別表第二 501、502	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表108の項	事後	
令和6年12月11日	「1. 対象人数」	2024年1月1日時点	2024年10月1日時点	事後	
令和6年12月11日	「2. 取扱者数」	2024年1月1日時点	2024年10月1日時点	事後	
令和6年12月11日	「8. 人手を介在させる作業」	―	十分である	事後	
令和6年12月11日	「8. 人手を介在させる作業」	―	複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐づけ等を行い、その記録を残している。	事後	
令和6年12月11日	「11. 最も優先度が高いと考えられる対策」	―	6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	
令和6年12月11日	「11. 最も優先度が高いと考えられる対策」	―	十分である	事後	
令和6年12月11日	「11. 最も優先度が高いと考えられる対策」	―	システム側において、必要最低限の人数や参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定している。	事後	
令和7年10月8日	表紙「個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言」	藤沢市は、災害弔慰金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。	藤沢市は、災害弔慰金の支給等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和7年10月8日	I 関連情報「5. 評価実施期間における担当部署」	①部署 福祉部福祉総務課 ②所属長の役職名 福祉総務課長	①部署 福祉部地域福祉推進課 ②所属長の役職名 地域福祉推進課長	事後	
令和7年10月8日	I 関連情報「8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ」	〒251-8601藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 福祉部 福祉総務課 0466-50-8245	〒251-8601藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 福祉部 地域福祉推進課 0466-50-3544	事後	
令和7年10月8日	II しきい値判断項目「1. 対象人数」	令和6年10月1日時点	令和7年8月15日時点	事後	
令和7年10月8日	II しきい値判断項目「2. 取扱者数」	令和6年10月1日時点	令和7年8月15日時点	事後	